

御朱印とは元来、社寺に書写した経巻を納めた受取の証としたものが起源とされています。やがて納経や奉納に限らず、参詣のみでも参拝の証が広く出されるようになりました。

「御朱印」には、参拝の証、神符守札、代参、集印、更に授与の有無についても、各社寺により様々な信仰的解釈があります。参詣に伴う移動時間や距離は、否応にもその人を雑多な日常から切り離してくれる要素の一つといえます。参拝が叶った神社で受けた御朱印が掛替えのない存在になることは必然でしょう。信仰に基づいているからこそ尊いのです。ですので、頂いた御朱印は大切に取扱い頂き、くれぐれも不敬にあたることのないようにお取計らい願います。

今回、委員会の調査に御協力を頂いた神社を紹介しますが、他にも御朱印対応している神社は沢山あります。この資料をきっかけに長野県内神社を巡拝し、地域の歴史や個々の縁起などに触れながら、そのご神縁に思いを寄せてみませんか。

※注意 ご紹介した御朱印は調査時に回答頂いた見本ですので、実際とは異なる場合があります。

平成三十年十月吉日

長野県神社庁 教化部調査委員会

参考資料 『神道の基礎知識 改めての御朱印編』 神社本庁編

〔旧社格等の説明〕

別 「別表神社」 現在、神社本庁が全国の神社のうちで由緒、活動などを考慮して定めた神社

特 「特別神社」 現在、長野県神社庁が県内の神社のうちで由緒、活動などを考慮して定めた神社

日・日 「信濃國一宮」・「信濃國二宮」 かつて、信濃國の国内で第一・第二の地位にあった神社

官 「官幣社」 ※明治政府が定めた神社の格。更に大・中・小社があった。神祇官が祭った神社

國 「國幣社」 〃 地方官が祭った神社

県 「県社」 〃 県が崇敬した神社

郷 「郷社」 〃 その地域（郷邑）の産土神を祀った神社等

村 「村社」 〃 その村の氏神を祀った神社等

氏 「延喜式内社」 『延喜式』神名帳に記載されていた神社

※明治政府が定めた神社の格は昭和二十一年に制度が廃止された為、これらの呼称は正式には無くなった。